



事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 8 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

「妊娠中の女性職員への配慮等について」（通知）

標記の件につきましては、令和 2 年 5 月 11 日付け教小第 70 号「「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について（通知）」にて新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、妊娠中の教職員への配慮を行うとともに、地域や学校の実情に応じ、必要な業務体制の確保を図っていただくようお願いしたところでございます。

各市町村教育委員会におかれましては、妊娠中の女性職員から相談等があった場合、別添令和 2 年 5 月 27 日教県第 133-2 号「「妊娠中の女性職員への配慮等について」（通知）」の別紙 1 にありますとおり、適切に対応してくださるようお願いいたします。

なお、妊娠中の女性職員にあっては、令和 2 年 5 月 22 日付け教県第 128-2 号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）』の一部変更について（通知）」における自宅勤務及び時差出勤の運用期間を、令和 3 年 1 月 31 日（日）までとします。

担 当：人事・学事担当 菅

電 話：048-830-6939

E-mail：a6930-03@pref.saitama.lg.jp

教 県 第 1 3 3 - 2 号

令 和 2 年 5 月 2 7 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「妊娠中の女性職員への配慮等について」 (通知)

この度、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」が告示されたことに伴い、文部科学省から別添写しのとおり通知がありました。

各学校におかれましては、妊娠中の女性職員から相談等があった場合、別紙1にありますとおり、適切に対応してくださるようお願いいたします。

なお、令和2年5月22日付け教県第128-2号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について(通知)」の一部変更について(通知)」において通常登校が再開されるまでとしていた時差通勤及び自宅勤務は、妊娠中の女性職員については通常登校後も命じることができることとします。

担 当 : 県立学校人事課 学事担当

電 話 : 0 4 8 - 8 3 0 - 6 7 3 5

妊娠中の女性職員への配慮等について

職員	服務及び措置
(1) 本人から口頭又は文書による申出の場合。	・ 妊娠障害休暇 (妊娠期間を通じて14日の範囲内)
(2) 母性健康管理指導事項連絡カード(以下「母健連絡カード」という。)の提出の場合。	
①母健連絡カードに「 <u>感染のおそれが低い作業への転換</u> 」「 <u>出勤の制限</u> 」等の文言の記載がある場合。 (例)「感染症のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限(休業)などの措置を講じること。」	・ 職員との話し合いのもと、校務に支障がない範囲でいずれかの措置を講じる。 ・ 学校内での勤務内容の配慮 ・ 自宅勤務 ・ 時差出勤 ※「休業」「療養」等勤務ができない旨の文言の記載が、左記の例のように併記されている場合は①を適用すること。
②母健連絡カードに「 <u>休業</u> 」「 <u>療養</u> 」等勤務ができない旨の文言のみが記載されている場合。 (例)「コロナウイルス感染への強いストレスがあることから、休業の措置を講じること。」	・ 病気休暇

(注) ※ (1) については、令和2年5月15日付け教県第120-1号「『学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例』及び『学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則』の運用について(通知)」の第11の4項 妊娠障害休暇(5)を参照のこと。

※ (2) については、医師の診断に基づいて提出された「母性健康管理指導事項連絡カード」により必要な措置を行うこと。